

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	小児慢性特定疾病医療給付に係る本人等の支払命令	
根 拠 法 令 名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	（条項） 第5.0条
基 準 法 令 名		
所 管 部 署	健康保険部保健所 健康推進課 母性保健係	
<p>【処分基準】 ・ 文書の名称【小児慢性特定疾病医療費の支給認定について（平成26年12月3日雇児発1203第2号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】</p> <p>・ 掲載図書等【 】</p> <p>・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領</p> <p>第11 自己負担上限月額</p> <p>1 支給認定に係る小児児童が指定医療機関で指定小児慢性特定疾病医療支援を受けた際に受給者が当該指定医療機関に支払う自己負担上限月額は、別表</p> <p>2 「指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額」に定める額とするものとする。なお、数字の小さい階層区分の自己負担上限月額から適用するものとする。</p> <p>以下 省略</p> <p>別表第2 別紙のとおり</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。

別表 2.

指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額

階 層 区 分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			原則		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		0
II	市町村民税 非課税(世帯)	低所得 I (~80万円)	1,250		500
III		低所得 II (80万円超~)	2,500		
IV	一般所得 I (市町村民税課税以上約 7.1 万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得 II (市町村民税約 7.1 万円以上約 25.1 万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税約 25.1 万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※①高額治療継続者

(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超えた月が年間6回以上ある場合)

②療養負担加重患者

のいずれかに該当。